明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務八）　一

○地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（同九）　二

○財政融資資金預託金取扱規則の一部を改正する省令（財務五）　三

○気象業務法施行規則の一部を改正する省令（国土交通九）　三

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務一一九～一二四）　三

○円借款の供与に関する日本国政府とパナマ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務七九）　四

○セントルシア政府に対する贈与に関する日本国政府とセントルシア政府との間の書簡の交換に関する件（同八〇）　四

○パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同八一）　四

○社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する件（文部科学・厚生労働三）　四

○社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示（厚生労働六六）　五

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件（同六七）　五

○保安林の指定をする件（農林水産三四〇～三四二）　五

○保安林の指定を解除する件（同三四三）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（同三四四）　五

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（同三四五）　五

○中央卸売市場の卸売業者の分割について認可した件（同三四六）　六

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一六四）　六

○水先人に免許を与えた件（同一六五）　六

○道路に関する件（東北地方整備局五九、六〇）　六

○道路に関する件（関東地方整備局六二）　六

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（四国地方整備局一六）　六

○道路に関する件（九州地方整備局四五）　六

〔国会事項〕

内閣　内閣府　法務省

〔人事異動〕

諸事項

〔公　告〕

官庁
　財団関係
裁判所
　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
　厚生年金基金清算結了・清算人退任関係
地方公共団体
　教育職員免許状失効関係
会社その他

省　令

○総務省令第八号

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十二号）及び児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月八日

総務大臣　山本　早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第十六項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　資金決済に関する法律第六十三条の二の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

六　資金決済に関する法律第六十三条の六第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

第二条第十三項第八号中「又は第三項」を削り、同項第九号中「若しくは第三項」を削り、同条第十五項第一号中「第六条の四第一項の里親の認定」を「第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録、同条第三号の里親の認定」に改め、同項第六号中「の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援」を「（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助」に改め、同項第七号中「養育里親」を「児童福祉法第六条の四第一号の養育里親、同条第二号の養子縁組里親又は同条第三号の里親」に改め、同条第三十八項第四号中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「又は第二項」を削る。